

## 山田町先端設備等導入計画の認定等に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）に基づき、国から先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画の同意（以下「同意導入促進基本計画」という。）を受けた当町が、同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）の認定を行うに当たり、法等に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意導入促進基本計画 法第37条第1項の規定に基づき、当町が作成した協議書を、東北経済産業局に協議し、同意を受けたものをいう。
- (2) 先端設備等導入計画 労働生産性の向上を図るため、法第40条第1項の規定に基づき、中小企業者が作成した先端設備等の導入に関する計画をいう。
- (3) 中小企業者 法第36条第1項に規定する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (4) 認定先端設備等導入計画 法第40条第4項の規定に基づき、町長が認定した先端設備等導入計画をいう。ただし、法第41条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。
- (5) 先端設備等 法第36条1項に規定する設備等をいう。

### (認定の対象者)

第3 認定対象者は、本町に所在する中小企業者とする。

### (認定の申請)

第4 先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成30年経済産業省令第33号。以下「施行規則」という。）第4条各項の規定により、次に掲げる書類を添えて、町長へ申請しなければならない。

- (1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート（様式第1号）
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（施行規則様式第三（第4条関係））
- (3) 先端設備等導入計画（施行規則様式第三（第4条関係）別紙）
- (4) 先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）
- (5) 先端設備等導入計画により導入する先端設備等のうち、施行規則第1条第2項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（工業会証明書の写し。）ただし、申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の2）
- (6) 導入する先端設備等のうち、前号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産

税軽減額計算書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する書類を申請時に取得していない場合は、当該計画の認定後、工業会証明書を取得した段階で速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第四（第4条関係））を町長に提出しなければならない。

（認定の決定）

第5 町長は、第4の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、適当と認めるときは先端設備等導入計画に係る認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、認定しなかった場合は先端設備等導入計画に係る不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の報告・調査）

第6 先端設備等導入計画の認定を受けた申請者（変更の認定を受けた申請者も含む。

以下「認定申請者」という。）は、認定先端設備等導入計画に基づく事業を行わなければならない。

2 町長は、中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（平成30年経済産業省告示第110号。）に基づき、認定先端設備等導入計画の進捗状況を把握するため、認定申請者に対し、当該計画の遂行に関して報告を求め、または実地調査するものとする。

（計画の変更等）

第7 認定申請者は、認定先端設備等導入計画を変更しようとするときは、施行規則第5条各項の規定により、次に掲げる書類を町長へ提出し承認を得なければならない。ただし、軽微な変更で町長が認めるものについては、この限りではない。

(1) 先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート（様式第1号）

(2) 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（施行規則様式第五（第5条関係））

(3) 変更後の先端設備等導入計画（施行規則様式第五（第5条関係）別紙）

(4) 施行規則第5条第2項に規定する先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類

(5) 変更後の先端設備等導入計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類（認定経営革新等支援機関の事前確認書）

(6) 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、施行規則第1条第2項に規定する要件に該当する設備等については、当該要件に該当することを証する書類（工業会証明書の写し。）ただし、変更申請時に取得していない場合は、誓約書（様式第1号の3）

(7) 先端設備等導入計画の変更により追加する先端設備等のうち、前号の要件に該当する設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する書類を変更申請時に取得していない場合は、当該変更計画の承認後、工業会証明書を取得した段階で速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第六（第5条関係））を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の承認をしたときは、その旨を先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書（様式第4号）により認定申請者に通知するものとする。また、変更を認定しなかった場合は先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項のただし書きによる軽微な変更とは次に掲げるものとする。

(1) 法人の代表者の変更、先端設備等の金額の若干の変更、資金調達額の若干の変更等

(2) 認定先端設備等導入計画の趣旨が変わらないような軽微な変更等

(有効期間)

第8 認定の有効期間は、認定先端設備等導入計画に定めた期間内（最大5年間）とする。

ただし、第7第3項の規定により変更の認定を受けた認定先端設備等導入計画における事業の実施期間については、変更前の当該計画を実施した期間を含めて、認定先端設備等導入計画に定めた期間内とする。

(認定の取消し)

第9 町長は、認定先端設備等導入計画に基づく生産性向上のための事業が行われていないと認めるときは、当該認定を受けた計画の代表者について、意見を聴き、認定を取り消す必要がある場合には、当該認定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の取消しをするときは、認定を取り消す理由を記載の上、先端設備等導入計画の認定取消しに係る通知書（様式第6号）により認定申請者に通知するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## ＜先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート＞

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

事業者名			
住所(返送先)			
本件担当者名		担当者メールアドレス	
電話番号		FAX番号	

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

		申請者 チェック	山田町 使用欄
<b>I 必要提出書類について</b>			
1	必要な書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書 ※変更申請の場合、先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書	
2		先端設備等導入計画 ※変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画及び先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類(先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料など)	
3		先端設備等導入計画(変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画)に関する確認書(認定支援機関確認書)	
4	書類を定額受ける場合に必要書類	(申請時(変更申請含む。)に工業会証明書を入手している場合) 工業会証明書の写し(変更申請の場合、計画の変更により追加する設備分のみ提出 ※原本は申請者が保管)	
5		(申請時に工業会証明書を入手していない場合) 誓約書(様式第1号の2) ※工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の認定後に提出してください。	
6		(変更申請時に工業会証明書を入手していない場合) 誓約書(様式第1号の3) ※計画の変更により追加する設備分の工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び変更後の先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の変更承認後に提出してください。	
7	異なる用途	リース見積書及びリース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(いずれも写し) ※リースを利用して固定資産税の特例措置の適用を受ける場合のみ。申請者が納税者の場合は不要。	
7		提出資料の写し等は手元に残してあるか。 ※固定資産税の特例措置を受ける場合は、税の申告の際に上記1～2及び4～6の写し並びに先端設備等導入計画の認定通知書(変更認定通知書)及び本チェックシート写しが必要になります。	
<b>II 申請書・計画の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応</b>			
表紙		認定申請書表紙に住所、記名、押印があるか。(法人の場合は法人の実印を押印のこと)	
1		名称等は正確に記載しているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする。)主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。	
1		認定対象の中小企業者であるか。	
2		計画期間は、3年、4年、5年となるよう記載しているか。※変更申請の場合、変更後の計画期間の始期は、前回認定と同じにすること。	
3		自社の事業概要については、事業の内容について、概要を記載しているか。(自社概要が記載されたパンフレットの添付も可とする。)自社の経営状況については、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。	
4(1)		具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について、具体的に記載しているか。 将来の展望については、具体的な取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。	
4(2)		先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。(3年:9%以上、4年:12%以上、5年15%以上)	
4(3)		先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載しているか。 ※固定資産税の特例措置の適用を受ける場合は、設備名/型式、文書番号等は工業会の証明書と一致しているか。	
4(3)		先端設備等の取得は、計画期間内に行われる予定か。 ※固定資産税特例の適用の受ける設備については、平成33年3月31日までに導入するものであるか。	
4(3)		「所在地」欄には当該設備等が所在する(予定を含む)場所を都道府県名及び市町村を含む住所を記載しているか。 また、山田町域内に導入する設備等を記載しているか。	
4(3)		「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。	
4(3)		「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。	
5		同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。	
5		「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。	
-		固定資産税の特例措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下、大企業の子会社ではないこと)であるか。	
-		変更申請の場合、認定を受けた「先端設備等導入計画」からの変更・追記部分について、下線を引くなど、変更箇所がわかりやすいよう作成しているか。	
<b>III 配慮すべき事項について</b>			
		先端設備等導入計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。	
		公序良俗に反する取組ではなく、反社会的勢力との関係がないこと。	
<b>IV その他</b>			
		計画認定後、メール、郵送等を活用したアンケート調査を実施する場合、ご協力いただけるか。	
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載		補助金等名称	
		交付機関名:	申請時期:

代表者名

【認定経営革新等支援機関の名称等を記載】

認定経営革新等支援  
機関の名称

支店名

担当者  
連絡先(TEL)

※支店がある場合は支店名を記載

備考欄(山田町使用欄)

受領日:      年      月      日

様式第三（第4条関係）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

山 田 町 長 様

住 所 〒

名 称 及 び  
代表者の氏名

㊟

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる業種」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画時期

3年間以上5年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

5 先端設備等の種類及び導入時期

(1) 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

(2) 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

(3) 「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

(4) 「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

(5) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の 文書番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)



年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

㊟

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 年間

項目 (注)	所見
生産・販売活動等に直接つながらる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。	

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

様式第1号の2（第4関係）

誓約書

年 月 日

山田町長様

住 所 〒

名称及び  
代表者の氏名

⑩

先端設備等導入計画に記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（工業会証明書）を取得後、速やかにその写しと先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第四（第4条関係））を提出します。

様式第四（第4条関係）

先端設備等に係る誓約書

年 月 日

山 田 町 長 様

住 所 〒

名 称 及 び  
代表者の氏名

㊟

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第4条第3項の規定に基づき、別紙の設備については、同規則第1条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、当該要件に該当することを証する書類として別添のとおり提出します。

別 紙

<様式第三（第4条関係）別紙>

4 先端設備等導入の内容

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書 番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号（第5号）

水 商 第 号  
令和 年 月 日

様

山 田 町 長

Ⓜ

先端設備等導入計画に係る認定通知書

令和 年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画  
については、生産性向上特別措置法第40条第4項の規定に基づき認定する。

様式第3号（第5関係）

水 商 第 号  
令和 年 月 日

様

山 田 町 長

Ⓜ

先端設備等導入計画に係る不認定通知書

令和 年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

## ＜先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート＞

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

事業者名			
住所(返送先)			
本件担当者名	担当者メールアドレス		
電話番号		FAX番号	

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

		申請者 チェック	山田町 使用欄
<b>I 必要提出書類について</b>			
1	必要書類に	先端設備等導入計画に係る認定申請書 ※変更申請の場合、先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書	
2		先端設備等導入計画 ※変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画及び先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類(先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料など)	
3		先端設備等導入計画(変更申請の場合、変更後の先端設備等導入計画)に関する確認書(認定支援機関確認書)	
4	書を提出する場合は、提出する書類に必要事項を記入してください。	(申請時(変更申請含む。)に工業会証明書を入手している場合) 工業会証明書の写し(変更申請の場合、計画の変更により追加する設備分のみ提出 ※原本は申請者が保管)	
5		(申請時に工業会証明書を入手していない場合) 誓約書(様式第1号の2) ※工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の認定後に提出してください。 (変更申請時に工業会証明書を入手していない場合) 誓約書(様式第1号の3) ※計画の変更により追加する設備分の工業会証明書の写し(原本は申請者が保管)及び変更後の先端設備等に係る誓約書については、先端設備等導入計画の変更承認後に提出してください。	
6		リース見積書及びリース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(いずれも写し) ※リースを利用して固定資産税の特例制度の適用を受ける場合のみ。申請者が納税者の場合は不要。	
7		提出資料の写し等は手元に残してあるか。 ※固定資産税の特例措置を受ける場合は、税の申告の際に上記1～2及び4～6の写し並びに先端設備等導入計画の認定通知書(変更認定通知書)及び本チェックシート写しが必要になります。	

<b>II 申請書・計画の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応</b>			
表紙	認定申請書表紙に住所、記名、押印があるか。(法人の場合は法人の実印を押印のこと)		
1	名称等は正確に記載しているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする。)主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。		
1	認定対象の中小企業者であるか。		
2	計画期間は、3年、4年、5年となるよう記載しているか。※変更申請の場合、変更後の計画期間の始期は、前回認定と同じにすること。		
3	自社の事業概要については、事業の内容について、概要を記載しているか。(自社概要が記載されたパンフレットの添付も可とする。)自社の経営状況については、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。		
4(1)	具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について、具体的に記載しているか。 将来の展望については、具体的な取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。		
4(2)	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。(3年:9%以上、4年:12%以上、5年15%以上)		
4(3)	先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載しているか。 ※固定資産税の特例措置の適用を受ける場合は、設備名/型式、文書番号等は工業会の証明書と一致しているか。		
4(3)	先端設備等の取得は、計画期間内に行われる予定か。 ※固定資産税特例の適用の受ける設備については、平成33年3月31日までに導入するものであるか。		
4(3)	「所在地」欄には当該設備等が所在する(予定を含む)場所を都道府県名及び市町村を含む住所を記載しているか。 また、山田町域内に導入する設備等を記載しているか。		
4(3)	「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。		
4(3)	「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。		
5	同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。		
5	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。		
-	固定資産税の特例措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下、大企業の子会社ではないこと)であるか。		
-	変更申請の場合、認定を受けた「先端設備等導入計画」からの変更・追記部分について、下線を引くなど、変更箇所がわかりやすいよう作成しているか。		

<b>III 配慮すべき事項について</b>			
	先端設備等導入計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。		
	公序良俗に反する取組ではなく、反社会的勢力との関係がないこと。		

<b>IV その他</b>			
計画認定後、メール、郵送等を活用したアンケート調査を実施する場合、ご協力いただけるか。			
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載	補助金等名称		
	交付機関名:	申請時期:	

代表者名

【認定経営革新等支援機関の名称等を記載】

認定経営革新等支援  
機関の名称

支店名

※支店がある場合は支店名を記載

担当者  
連絡先(TEL)

備考欄(山田町使用欄)

受領日: 年 月 日

様式第五（第5条関係）

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

山 田 町 長 様

住 所 〒

名 称 及 び  
代表者の氏名

㊟

年 月 日付で認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第41条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別 添

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

〒000-0000  
岩手県山田町〇〇1丁目2-3  
株式会社〇〇製作所  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

1. 事業の実施状況について

2. 先端設備等導入計画の変更について

(1) 変更事項

(2) 変更事項の内容

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の 文書番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

㊞

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 年間

項目 (注)	所見
生産・販売活動等に直接つながらる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。	

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

様式第1号の3（第7関係）

誓約書

年 月 日

山田町長様

住 所 〒

名称及び  
代表者の氏名

㊟

変更後の先端設備等導入計画に追加記載の先端設備等の一部又は全部については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、同項に規定する要件に該当することを証する書類（工業会証明書）を取得後、速やかにその写しと変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則様式第六（第5条関係））を提出します。

様式第六（第5条関係）

変更後の先端設備等に係る誓約書

年 月 日

山 田 町 長 様

住 所 〒

名 称 及 び  
代表者の氏名

㊟

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第5条第4項の規定に基づき、別紙の設備のうち先端設備等導入計画の変更により追加したものについては、同規則第1条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、当該要件に該当することを証する書類として別添のとおり提出します。

別 紙

<様式第五（第5条関係）別紙>

4 先端設備等導入の内容

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の 文書番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号（第7号）

水 商 第 号  
令和 年 月 日

様

山 田 町 長

㊟

先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書

令和 年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、生産性向上特別措置法第41条第5項において準用する法第40条第4項の規定に基づき認定する。



様式第5号（第7号）

水 商 第 号  
令和 年 月 日

様

山 田 町 長

㊟

先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書

令和 年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

様式第6号（第9関係）

水 商 第 号  
令和 年 月 日

様

山 田 町 長

ⓐ

先端設備等導入計画に係る認定の取消しに係る通知書

令和 年 月 日付けで認定をした先端設備等導入計画については、生産性向上特別措置法第41条第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

記

認定を取り消す理由